

○立命館大学海外留学チャレンジ奨学金規程

2012年3月7日

規程第968号

(名称)

第1条 本大学に「立命館大学海外留学チャレンジ奨学金」(以下「奨学金」という。)を設ける。

(目的)

第2条 奨学金は、海外研修、留学および国内交流派遣の参加費用ならびに国際関係学部アメリカン大学・立命館大学国際連携学科(以下「国際連携学科」という。)の派遣費用の一部を補助することにより、海外研修、留学、国内交流派遣および海外での学修への参加、修了を奨励し、支援することを目的とする。

(対象者)

第3条 奨学金は、正規課程の学部学生であって次の各号のいずれかに参加する者または国際連携学科の学生を対象とする。ただし、国際連携学科の学生のうち、アメリカン大学において1年次の履修を開始した学生を除く。

- (1) 授業科目の一部としての海外実習が含まれる海外派遣(海外でのインターンシップを含む。)であって、参加費が5万円以上の海外研修(以下「研修」という。)
- (2) 立命館大学学則(以下「学則」という。)第50条にもとづく留学(以下「留学」という。)
- (3) 学則第51条にもとづく立命館アジア太平洋大学への国内交流派遣(以下「APU留学」という。)

2 前項にかかわらず、正規課程の大学院学生であって、大学間の学生交換協定により留学する者は、支給の対象とする。ただし、「立命館大学大学院留学協定にもとづく留学プログラムに対する奨学金」の受給者は除く。

(受給者)

第4条 奨学金は、この規程に定める要件を満たす申請者全てに支給する。

(支給額)

第5条 奨学金の支給額は、対象者ごとに次の各号に定める額を上限とする。

- (1) 派遣期間が2か月以下の研修(海外でのインターンシップを含む。)の参加者 別表1
- (2) 派遣期間が2か月を超える研修(海外でのインターンシップを含む。)の参加者 別

表 2

- (3) 学生交換協定にもとづく留学およびAPU留学の参加者 別表 4
- (4) 学部共同学位プログラム協定にもとづく留学の参加者 240万円
- (5) 国際連携学科の学生 アメリカン大学における学期ごとに次の額
  - イ 秋学期 50万円
  - ロ 春学期 50万円

2 前項の別表に定める派遣先の地域は、日本学生支援機構の海外留学支援制度が定める地域区分に準ずる。ただし、APU留学の場合は丙を派遣先の地域とし、派遣先が複数の地域に該当する場合は支給額の低い地域を派遣先の地域とする。

(申請要項)

第6条 申請要項は、研修、留学またはAPU留学の参加者に対する奨学金にあつては当該研修、留学またはAPU留学の募集開始時まで、国際連携学科の学生に対する奨学金にあつてはアメリカン大学の秋学期の開始時まで国際部長が定め、ホームページで公開する。

2 申請要項には、この規程に定める事項のほか申請に必要な書類を明記しなければならない。

(申請)

第7条 奨学金の受給を希望する者は、指定の期日までに所定の書類を国際部長に提出しなければならない。

(支給額の決定)

第8条 国際部長は、要件を審査し、奨学金の支給を決定した参加者（以下「受給者」という。）および支給額を決定する。

2 第5条第1項第1号に定める奨学金について、別途補助金等を受給している場合は、当該補助金等の支給額を参加費から差し引いて支給額を決定する。

(通知)

第9条 国際部長は、受給者に対し、支給の決定を通知する。

(支給方法)

第10条 研修の参加者に対する奨学金の支給方法は、大学が徴する研修の参加費から支給額を差し引く方法による。ただし、支給額が参加費を上回る場合は、全額を派遣から3か月以内に受給者本人名義の銀行口座へ振り込む方法とする。

2 留学およびAPU留学の参加者ならびに国際連携学科の学生に対する奨学金の支給方法

は、受給者本人名義の銀行口座へ振り込む方法により支給する。

3 研修の参加者に対する奨学金は、第1項ただし書に定める場合を除き、支給額の全額を研修による渡航前に一括で支給し、留学またはAPU留学の参加者に対する奨学金は、支給額の金額を派遣から3か月以内に一括で支給する。ただし、2学期間を超える留学またはAPU留学の参加者の場合は、次の各号に掲げる時期および額により分割して支給する。

(1) 学生交換協定にもとづく留学およびAPU留学の参加者 別表5

(2) 学部共同学位プログラム協定にもとづく留学の参加者

イ 留学開始日前1か月以内 支給額の3分の1

ロ 留学開始日以降最初に到来する7月 支給額の3分の1

ハ 留学開始日以降2度目に到来する7月 支給額の3分の1

4 国際連携学科の学生に対する奨学金は、アメリカン大学における学期ごとに定める支給額を、秋学期にあつては9月に、春学期にあつては2月に支給する。

(届出)

第11条 受給者は次の各号のいずれかに該当するときは、すみやかに国際部長に届け出なければならない。

(1) 研修、留学またはAPU留学の参加を中止し、または期間が変更される時。

(2) 研修、留学またはAPU留学に参加する要件が満たされなかったとき。

(3) 研修、留学もしくはAPU留学または国際連携学科の学生のアメリカン大学における履修にかかる他の奨学金を受給するとき。

(支給の取消し)

第12条 受給者が次の各号のいずれかに該当したときは、国際部長は支給決定の全部または一部を取り消すことがある。この場合において、国際部長は既に支給した奨学金の全部または一部の返還を求める。

(1) 研修、留学またはAPU留学への参加を中止し、または期間が変更されたとき。

(2) 出願書類等への虚偽の記載等の不正の事実が判明したとき。

(3) この奨学金の支給の要件を満たさなくなったとき。

(返還)

第13条 前条により奨学金の返還を求められた者は、返還を求められた日から起算して2週間以内に請求額を返還しなければならない。

(併給)

第14条 受給者が学外の奨学金（貸与されるものを除く。）を受給する場合であつて、学

外の奨学金の受給総額がこの奨学金の支給額を上回るときは、この奨学金を支給しない。

- 2 奨学金は、「立命館大学海外留学サポート奨学金」との併給を妨げない。
- 3 奨学金は、「立命館大学学びのコミュニティ学外活動奨励奨学金（正課授業）」と併給することはできない。

（改廃）

第15条 この規程の改廃は、常任理事会が行う。

附 則

- 1 この規程は、2012年4月1日から施行する。
- 2 この規程の制定に伴い、交換留学協定にもとづく派遣留学生に対する奨学金規程（規程第174号）、ブリティッシュコロンビア大学派遣奨学金規程（規程第206号）、海外スタディ等奨学金規程（規程第608号）、「1 Semester 留学プログラム」参加奨励奨学金規程（規程第645号）、学部共同学位プログラム派遣奨学金規程（規程第795号）は廃止する。
- 3 前2項にかかわらず、2012年度春期の学生交換協定にもとづく留学に参加する者については、なお従前の例による。

附 則（2014年4月23日 給付金額および給付の変更に伴う一部改正）

- 1 この規程は、2014年4月23日から施行し、2014年4月1日から適用する。
- 2 前項にかかわらず、2014年3月31日以前に奨学金の給付を決定した者については、なお従前の例による。

附 則（2016年10月12日 規程名称、対象者等の変更に伴う全部改正）

- 1 この規程は、2017年2月1日から施行し、2017年2月1日以降に研修または留学に参加する者から適用する。
- 2 前項にかかわらず、改正前のこの規程にもとづき2016年3月31日までに支給の決定を受けた者については、なお従前の例による。

附 則（2017年3月9日 立命館アジア太平洋大学への国内交流派遣参加者の対象への追加および支給方法の変更に伴う一部改正）

- 1 この規程は、2017年3月9日から施行し、2017年2月1日以降に研修、留学またはAPU留学に参加する者から適用する。
- 2 前項にかかわらず、改正前のこの規程にもとづき2016年3月31日までに支給の決定を受けた者については、なお従前の例による。
- 3 この規程の施行に伴い、立命館大学APU交流学生プログラム奨学金規程は廃止する。

ただし、当該規程にもとづきAPU交流学生プログラム奨学金の給付を2017年5月末日までに受けることを決定した者については、当該規程はなお効力を有する。

附 則（2017年7月5日 国際連携学科の学生の対象者への追加等に伴う一部改正）  
この規程は、2018年4月1日から施行する。

附 則（2020年2月19日 支給額および併給関係の変更に伴う一部改正）

- 1 この規程は、2020年4月1日から施行し、2021年4月1日以降に実施する研修、留学またはAPU留学に参加する者から適用する。
- 2 前項にかかわらず、2020年4月1日までに支給の決定を受けた者については、なお従前の例による。

別表1 支給額（第5条第1項第1号関係）

参加費	支給額の上限
参加費50万円以上	10万円
参加費40万円以上	8万円
参加費30万円以上	6万円
参加費20万円以上	5万円
参加費10万円以上	3万円
参加費5万円以上	1万円

別表2 支給額（第5条第1項第2号関係）

期間	地域	支給額の上限
1学期間	指定都市、甲	30万円
	乙	25万円
	丙	20万円
2学期間	指定都市、甲	60万円
	乙	50万円
	丙	40万円

別表3 削除

別表4 支給額（第5条第1項第3号関係）

期間	地域	支給額の上限
1学期間	指定都市、甲、乙	25万円
	丙	15万円

2学期間	指定都市、甲、乙	30万円
	丙	20万円
3学期間	指定都市、甲、乙	55万円
	丙	35万円
4学期間	指定都市、甲、乙	60万円
	丙	40万円

別表5 支給方法（第10条第3項第1号関係）

期間	渡航した日または派遣された日の属する年度における派遣期間	地域	1回目	2回目
			留学開始日から3か月以内	留学開始日から2学期間を経過した時点
2学期間を超えて3学期間まで	1学期間	指定都市、甲、乙	25万円	30万円
		丙	15万円	20万円
	2学期間	指定都市、甲、乙	30万円	25万円
		丙	20万円	15万円
3学期間を超えて4学期間まで	1学期間	指定都市、甲、乙	25万円	35万円
		丙	15万円	25万円
	2学期間	指定都市、甲、乙	30万円	30万円
		丙	20万円	20万円